

# 記載例

留学生、事業修習者等の届出

## 租税条約の規定による令和〇〇年度 個人市民税・県民税の免除に関する届出書

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づく届出)

令和 2年 2月 15日

(宛先) 松 戸 市 長

市民税・県民税の免除を受ける者	氏 名	〇〇〇 〇〇〇		
	住所（居所）	松戸市根本 387-5		
	生 年 月 日	1986年4月1日	年 齢	〇〇歳
	個 人 番 号	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
	国 籍	中国	入 国 年 月 日	2019年6月1日
	在 留 資 格	留学	納 税 地	千葉県松戸市
	在 留 期 間	2019年6月1日～2022年5月31日		
	入国前の住所	〇〇省〇〇市〇〇区〇〇		
学校、訓練を受ける施設、事業所、研究所等	名 称	〇〇大学		
	所 在 地	〇〇〇 〇〇〇		
租税条約の規定に基づく所得税の免除	適用を受ける租税条約に関する事項	日本国と <u>中華人民共和国</u> との間の租 税 条 約 第 <u>21</u> 条 第 <u>1</u> 項		
	提出年月日	令和元年6月3日	提出税務署	松戸税務署
租 税 条 約 の 適 用 を 受 け る 所 得	支払者の名称（氏名）	株式会社〇〇		
	支払者所在地（住所）	〇〇〇 〇〇〇		
	所得の種類	給与	金 額	月額 100,000 円
	支払方法	現金	支 払 期 日	毎月 10 日
納 税 管 理 人 (届出をしている場合)	氏 名			
	住所（居所）			
その他参考事項				

### 【添付書類】

- ・学生の場合は、在学する学校が発行する在学証明書
- ・事業修習者等の場合は、訓練を受ける施設又は事業所が発行する、職業又は技術の修習者であることを証する書類
- ・交付金等の受領者である場合には、支給者が発行する、交付金等の受領者であることを証明する書類

※提出期限は3月15日までです。届出書は毎年提出する必要があります。